

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律及び国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一―五〇（郵政民営化法等の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則一―五〇―二

人事院規則一―五〇（郵政民営化法等の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―五〇（郵政民営化法等の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

附則

(人事院規則九―四〇の一部改正に伴う経過措置)

第四条 (略)

2 旧公社の職員として在職していた者であつて、施行日において引き続き日本郵政株式会社、郵政民営化法第七十六条の三の規定による合併により解散した郵便事業株式会社(附則第十三条において「旧郵便事業株式会社」という。若しくは郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)第三条の規定による改正前の郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第一条の郵便局株式会社(附

附則

(人事院規則九―四〇の一部改正に伴う経過措置)

第四条 (同上)

2 旧公社の職員として在職していた者であつて、施行日において引き続き日本郵政株式会社、郵政民営化法第七十六条の三の規定による合併により解散した郵便事業株式会社(附則第十三条において「旧郵便事業株式会社」という。若しくは郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)第三条の規定による改正前の郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第一条の郵便局株式会社(附

則第十三条において「旧郵便局株式会社」とい
う。）に使用される者（役員及び常時勤務に服
することを要しない者を除く。）又は独立行政
法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部
を改正する法律（平成三十年法律第四十一号）
による改正前の独立行政法人郵便貯金・簡易生
命保険管理機構法（平成十七年法律第一百号）
第二条の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険
管理機構（附則第十三条において「旧独立行政
法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」という
。）に使用される者（常時勤務に服することを
要しない者を除く。）となり、これらの者、日
本郵便株式会社に使用される者（役員及び常時

則第十三条において「旧郵便局株式会社」とい
う。）に使用される者（役員及び常時勤務に服
することを要しない者を除く。）又は独立行政
法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に使用さ
れる者（常時勤務に服することを要しない者を
除く。）となり、これらの者又は日本郵便株式
会社に使用される者（役員及び常時勤務に服す
ることを要しない者を除く。）（以下この項に
おいて「日本郵政株式会社等の職員等」という
。）として在職した後引き続き給与法の適用を
受ける職員となったものの給与法第十九条の五
及び第十九条の六に規定する在職期間について
は、旧公社の職員及び日本郵政株式会社等の職

勤務に服することを要しない者を除く。）又は
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便
局ネットワーク支援機構に使用される者（常時
勤務に服することを要しない者を除く。）（以
下この項において「日本郵政株式会社等の職員
等」という。）として在職した後引き続き給与
法の適用を受ける職員となったものの給与法第
十九条の五及び第十九条の六に規定する在職期
間については、旧公社の職員及び日本郵政株式
会社等の職員等として在職した期間を、改正後
の規則第六条の二第一項の在職期間とみなす。

（旧郵政被災職員に係る補償等の費用負担）

第十三条 補償法附則第二十三項の費用は、施行

員等として在職した期間を、改正後の規則第六
条の二第一項の在職期間とみなす。

（旧郵政被災職員に係る補償等の費用負担）

第十三条 補償法附則第二十三項の費用は、施行

日の前日において旧公社に在職し、施行日において郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第二十六条の規定による改正前の同項各号に掲げる者に使用されることとなった旧郵政被災職員については当該者（施行日において旧郵便事業株式会社又は旧郵便局株式会社に使用されることとなった旧郵政被災職員については日本郵便株式会社とし、施行日において旧独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に使用されることとなった旧郵政被災職員については独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構とする。）が、それ以外の旧郵政被災職員については日本郵政株式会

日の前日において旧公社に在職し、施行日において郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第二十六条の規定による改正前の同項各号に掲げる者に使用されることとなった旧郵政被災職員については当該者（施行日において旧郵便事業株式会社又は旧郵便局株式会社に使用されることとなった旧郵政被災職員については日本郵便株式会社）が、それ以外の旧郵政被災職員については日本郵政株式会社が負担するものとする。

社が負担するものとする。

2
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2
(同上)